

深保険発第231号
令和2年8月20日

深谷市国民健康保険運営協議会
会長 須藤 邦男 様

深谷市長 小 島 進



諮問書

深谷市国民健康保険条例第3条及び深谷市国民健康保険に関する規則第2条の規定に基づき、下記の「審議事項」について、諮問します。

記

1 審議事項

深谷市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

2 課税限度額の引き上げ内容

区 分	現 行	引き上げ後
医療給付費分	6 1 万円	6 3 万円
後期高齢者支援金等分	1 9 万円	1 9 万円 (変更なし)
介護納付金分	1 6 万円	1 7 万円
合 計	9 6 万円	9 9 万円

3 課税限度額の引き上げ理由

令和2年度税制改正において「低所得者に係る軽減の拡充」及び「課税限度額の引き上げ」が行われ、このうち、深谷市においては、「低所得者に係る軽減の拡充」のみを実施しております。

今回、令和2年度税制改正から1年遅れとなりますが税制改正の趣旨に則り「課税限度額の引き上げ」を行うものです。

(施行予定日：令和3年4月1日)